

第3章 自然との共生と森林（もり）づくり

第1節 生物多様性の保全

〈主な指標と最新実績（2026[令和8]年3月末）〉

良好な自然環境を有する地域学術調査区域数： 9地域

第1項 生物多様性の保全

1 ネイチャーポジティブとは 【自然環境課】

「ネイチャーポジティブ」（自然再興）とは、生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せ、反転させることを意味します。わたしたちの生活は、生物多様性の上に存在しており、その恵みなしでは成り立ちません。しかし現在、地球上の生物多様性は損失し続けており、将来にわたってその恵みを楽しむためには、損失を止め反転させる必要があります。これがネイチャーポジティブの考え方で、2030年に向けた国際目標になっています。

ネイチャーポジティブが世界的に知られるようになったきっかけは、2022（令和4）年12月に開催された「生物多様性条約第15回締約国会議」（COP15）です。この会議では、新たな生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されましたが、この中で、2030年のミッションとしてネイチャーポジティブの実現が示されています。

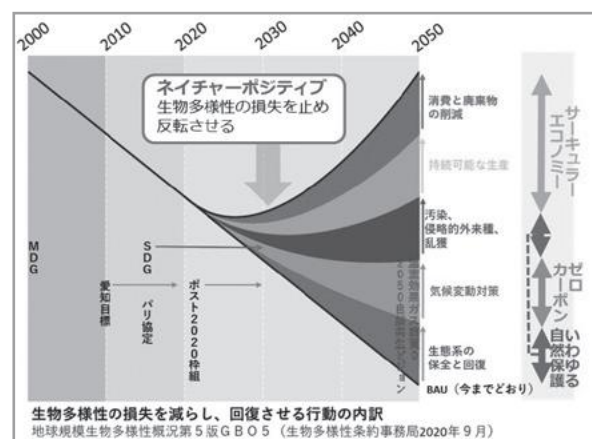
これを受けて国内では、2023（令和5）年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が閣議決定されました。この国家戦略では、2030年ネイチャーポジティブの実現を目指し、生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革、30by30目標の達成、自然資本を守り生かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）などを進める必要性が示されました。

また、2024（令和6）年3月には環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の連名で「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」が策定されま

した。この戦略では、経済活動の多くは自然資本に依存しているため、社会経済活動を持続可能とするためには、ネイチャーポジティブ経営（自然資本保全の概念を重要課題として位置付けた経営）への移行が必要と示されています。

群馬県では、2024（令和6）年12月に都道府県として初めて「ぐんまネイチャーポジティブ宣言」を行い、社会・経済全体が生物多様性の保全に貢献するような社会変革を進めることを示しました。

また、こうした国内外の動きや宣言を踏まえ、生物多様性保全と社会経済活動が両立する社会の実現を目指し、2026（令和8）年3月に「ぐんまネイチャーポジティブ戦略（2026-2030）」を策定しました。



ネイチャーポジティブへの移行のイメージ
出典 環境省「ネイチャーポジティブ経済の実現に向けて」

2 ぐんまネイチャーポジティブ戦略(2026-2030) 【自然環境課】**(1) 戦略の目指す姿**

本戦略では、2050年ビジョンとして「生物多様性保全と社会経済活動が両立する社会の実現」を掲げています。また、2030年目標を「ネイチャーポジティブの実現ー多様な主体の持続的な活動により、生物多様性が増進している状態ー」とし、事業者、県民、行政など多様な主体が連携して取組を進めることとしています。

(2) 基本戦略

本戦略では、2030年目標を達成するため、様々な主体が取組を進めていく上での指針となる2つの基本戦略を設定しています。この2つの基本戦略は独立したものではなく、相互に影響し合い、ネイチャーポジティブの実現を加速させるものです。

ア 基本戦略1：ネイチャーポジティブ経済の推進

- ・事業者における生物多様性保全と事業活動の両立を推進します。
- ・生物多様性の保全を付加価値につなげるイノベーションを推進します。

イ 基本戦略2：地域の自然環境保全の推進

- ・地域の特性に応じた生物多様性の理解と保全行動を促進します。
- ・生物多様性の恵みを活用した社会課題の解決を促進します。

(3) 主体別の指標**ア 事業者**

- ・県内におけるネイチャーポジティブに取り組む事業者が500社以上となっている。
- ・本県がネイチャーポジティブの先進県として認知され、ネイチャーポジティブ経営企業が集積し、本県の経済成長が進んでいる。

イ 県民

- ・県民のネイチャーポジティブの認知度が80%を超えている。
- ・県民がネイチャーポジティブに貢献する行動を優先してとっている。

ウ 行政

- ・県域の30%以上が自然環境と生物多様性が保全された地域となっている(30by30目標達成)。

- ・県各部署の各施策にネイチャーポジティブの視点が反映されている。

(4) 目標達成に向けた各主体の取組**ア 事業者****【基本戦略1】**

- ・環境に配慮した高付加価値商品の創出に取り組む。
- ・事業活動による自然資本への負荷の回避・低減に取り組む。
- ・地域の自然資本の持続可能な循環利活用に取り組む。
- ・ネイチャーポジティブを進める人材の育成に取り組む。

【基本戦略2】

- ・事業所敷地内外における自然環境の保全と持続可能な利用に取り組む。
- ・地域の自然環境について知り、その価値を理解する。
- ・地域の生物多様性保全活動を行う自治体や団体を支援する。

イ 県民**【基本戦略1】**

- ・事業者の環境への取組について知り、環境に配慮した方法で生産された製品を優先的に選択する。
- ・地域で生産された農畜産物や商品を優先的に選択する。
- ・ネイチャーポジティブに取り組む企業へ投資を行う。

【基本戦略2】

- ・日々の生活が自然環境に与える影響を把握し、生物多様性保全に貢献する行動を優先してとる。
- ・日々の生活で生物多様性に負の影響を与える行動を減らす。
- ・自然にふれあう活動を積極的に行う。

ウ 行政**【基本戦略1】**

- ・環境に配慮した高付加価値商品を生み出すイノベーションの創出を促進する。
- ・事業者の自然資本への依存と負荷の状況把握を促し、負荷の回避・低減を促進する。

- ・事業者や地域におけるネイチャーポジティブ人材を育成する。

【基本戦略2】

- ・生物多様性保全に関する取組を推進する担い手を確保する。

- ・事業者の自然環境保全活動を促進する。
- ・県民の自然環境保全活動を促進する。
- ・地域の自然環境に関する課題解決に取り組む。



ぐんまネイチャーポジティブ戦略 (2026-2030)

群馬県には、赤城山、榛名山、妙義山、尾瀬、利根川をはじめ、森林や河川、湿原、里山、農地など、多様で豊かな自然環境があります。これらは、美しい景観を形づくるだけでなく、水源の涵養^{かん}や農林業の基盤、観光資源、災害緩和など、私たちの暮らしや地域経済を支えています。

一方で、群馬県の自然を取り巻く状況は地域によって異なります。奥山では森林の保全や野生鳥獣との関わり、里地里山では管理不足や担い手の減少、市街地では身近な緑や外来生物への対応など、それぞれの地域特性に応じた取組が求められています。

こうした課題に対応し、自然を守るだけでなく、自然を回復させ、暮らしや経済と両立させていくための方向性を示すものが「ぐんまネイチャーポジティブ戦略 (2026-2030)」です。この戦略では、自然環境保全を特別な活動として切り分けるのではなく、地域づくりや事業活動、日々の暮らしと

結びつけて進めることを重視しています。

例えば、企業が自然への配慮を新たな価値づくりにつなげること、地域が里山や水辺などの身近な自然を守りながら活用すること、県民一人ひとりが自然に配慮した商品や行動を選択すること。こうした取組が重なり合うことで、群馬県のネイチャーポジティブは前に進んでいきます。

ぐんまネイチャーポジティブ戦略 (2026-2030) は、群馬県の豊かな自然を次世代に引き継ぐとともに、自然と暮らし、経済がともに持続する地域をつくるための道しるべです。



ネイチャーポジティブ実現のイメージ
出典 群馬県「ぐんまネイチャーポジティブ戦略 (2026-2030)」

3 生物多様性ぐんま戦略の改定 【自然環境課】

群馬県では、生物多様性基本法第13条に基づく生物多様性地域戦略として、2017（平成29）年3月に「生物多様性ぐんま戦略」を策定しました。

その後、2030年までに自然の損失を止め、回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現に向けた国内外の動きが加速する中、本県においても2030年にネイチャーポジティブを実現させるため、同戦略を1年前倒しで改定し、2026（令和8）

年3月に「ぐんまネイチャーポジティブ戦略 (2026-2030)」を策定しました。

改定前の「生物多様性ぐんま戦略」については、施策の方向性ごとに、個別事業の実績、今後の方針・課題を経年的に把握、点検することにより、今後の施策・事業の効果的な推進や基本計画の見直しに役立たせるため、事業の進捗管理を行いました。

表2-3-1-1 事業の進捗状況調査結果 (2024[令和6]年度実績)

	概ね妥当と考える	部分的見直しが必要	大幅な見直しが必要	廃止・休止の方向
事業数	74	6	0	0
構成比	92.5%	7.5%	0%	0%

4 自然環境保全地域等整備 【自然環境課】

自然環境保全地域は、自然的・社会的諸条件から、自然環境を保全することが特に必要と認められる地域として、「自然環境保全法」や「群馬県自然環境保全条例」に基づき指定されている地域です。

県内では、国指定の自然環境保全地域が1地域、

県指定の自然環境保全地域が26地域、緑地環境保全地域が5地域指定されています。これらの地域では、標識・解説板の立替え、清掃管理、保育管理、植生復元対策等の保全対策を行っています。

5 良好な自然環境を有する地域学術調査 【自然環境課】

本調査は、「群馬県自然環境保全条例」第5条の規定に基づき、県内の自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎情報の収集を目的に、1974（昭和49）年から大学教授や自然史博物館学芸員などの専門家で構成される群馬県自然

環境調査研究会に委託して実施しています。

2025（令和7）年度は、「浅間山北麓地域」、「県立榛名公園周辺地域」など、合計9地域において調査を実施しました。

6 群馬県自然保護指導員兼県内希少野生動植物種保護監視員の設置 【自然環境課】

「群馬県自然環境保全条例」及び「群馬県希少野生動植物の種の保護に関する条例」に基づき、県内全域に2年間（2024〔令和6〕年4月1日～2026〔令和8〕年3月31日）の任期で49名を委嘱しています。

主な業務は、管内の定期的な巡視を行い、自然環境における異常の発見や県自然環境保全地域、緑地環境保全地域における自然破壊等の発見・通報に努めるとともに、希少野生動植物種の保護のため、違法な捕獲や採取等の監視を行います。また、自然環境保全のための指導、自然保護知識の普及啓発等も行います。

自然保護指導員兼監視員からの最近の報告内容では、希少植物の生育状況の確認、特定外来生物をはじめとした外来生物の確認、その他ハイカーや登山者に対する自然環境の解説の実施等が挙げられています。

県では、自然保護指導員兼監視員から報告された情報を蓄積し、自然保護行政の基礎資料として活用しています。また、取りまとめた情報は、必要に応じて、自然保護指導員兼監視員にフィードバックするとともに、市町村にも情報提供しています。

7 ラムサール条約湿地の保全と利活用 【自然環境課】

上信越高原国立公園に位置する芳ヶ平湿地群は、草津白根山の火山活動に大きな影響を受け形成されたものです。この特有な自然環境が評価され、2015（平成27）年5月にラムサール条約湿地と

して登録されました。この結果、県内のラムサール条約湿地は、尾瀬、渡良瀬遊水地と合わせて、3か所になりました。